

【資料編】

## VIII 東京都等の基地対策

### 1 国への提案要求等



## 資料 83

## 令和4年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求（令和3年11月）

提案要求先 内閣府・内閣官房・総務省・法務省・外務省・財務省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・環境省・防衛省

都所管局 都市整備局・総務局・環境局・福祉保健局

（最重点事項）

### 1 米軍基地における新型コロナウイルス感染症に関する取組の推進

- （1）新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、迅速かつ万全な措置を講じるよう、米軍に申し入れること。
- （2）駐留軍等労働者や契約業者等の感染防止にも万全を期すよう米軍に申し入れること。
- （3）地元自治体に対し、必要かつ詳細な情報提供を行うよう、米軍に申し入れるとともに、在日米軍による希望する駐留軍等労働者に対するワクチンの接種状況について、情報共有を着実にすること。

#### <現状・課題>

新型コロナウイルス感染症については、変異ウイルスによる感染が拡大する中、在日米軍基地内でも感染者が発生しており、いまだ収束は見えぬ周辺住民は不安を抱いている。

#### <具体的要求内容>

- （1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染者や濃厚接触者の隔離、入国者の移動制限、米軍関係者に対する指導の徹底、地元保健所と米国基地の医療機関との情報交換など、感染防止についての指導徹底を図るとともに、迅速かつ万全な措置を講じるよう、米軍に申し入れること。
- （2）米軍基地には、多くの駐留軍等労働者が勤務している。軍人、軍属及びその家族はもとより、これら労働者や、基地に出入りする契約業者等の感染防止にも万全を期すよう、米軍に申し入れること。
- （3）地元自治体に対し、発生状況や措置状況等の感染者に関する情報等、基地周辺住民が安心して生活するために必要かつ詳細な情報提供を行うよう、米軍に申し入れること。

また、在日米軍による希望する駐留軍等労働者に対するワクチンの接種状況については、駐留軍等労働者が居住する自治体が、住民の接種状況を正確に把握できるよう、自治体と調整の上、情報共有を着実にすること。

（以上、都市整備局→外務省・防衛省）

### 2 横田基地の軍民共用化の推進

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

#### <現状・課題>

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。国内については、政府関係省庁と都との「連絡会」を設け、日米協議促進のための協議が行われてきたが、会議は平成28年6月以降開かれていない。

首都圏の空港容量は、2020年代前半には限界に達することが予測されており、国土交通省の審議会において、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われた。平成26年7月には「中間取りまとめ」が発表され、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地でのビジネス航空の受入れを含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

### <具体的要求内容>

横田基地の軍民共用化については、長期的な航空需要の増加に対応するため、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、ビジネス航空の受入れを含めて、その早期実現を図ること。また、国道16号など、共用化を進める上で必要となる周辺基盤整備を迅速に推進すること。

(以上、都市整備局→内閣官房・法務省・外務省・財務省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・防衛省)

### (重点事項)

#### 1 米軍基地の整理・縮小・返還の促進

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 多摩サービス補助施設及び赤坂プレス・センターについて、直ちに返還されるよう必要な措置を講ずること。

### <現状・課題>

都内には、現在7か所の米軍基地があるが、基地の存在は、都民生活に様々な影響を与えるだけでなく、地域のまちづくりの障害にもなっている。このため、基地の整理・縮小・返還に向けて取り組む必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 日米地位協定(第2条第3項)では、合衆国は、米軍施設及び区域が必要でなくなった場合は日本国に返還しなければならないが、そのために必要性を絶えず検討する旨定められている。これを受けて、基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重の上、基地の整理・縮小・返還に取り組むこと。
- (2) 多摩サービス補助施設については、市街地に隣接する貴重な緑地であり、広く都民に開放するため、直ちに返還されるよう取り組むこと。また、赤坂プレス・センターについても同様に取り組むこと。

(以上、都市整備局→外務省・防衛省)

#### 2 CV-22オスプレイの横田飛行場への配備に係る対応

- (1) 今後の配備に当たっては、必ず事前に、地元自治体に情報を提供するなど、地元自治体や基地周辺住民に対して十分な説明責任を果たすこと。
- (2) 安全対策の徹底と生活環境への配慮等を米国に働きかけること。

### <現状・課題>

平成30年10月1日に5機のCV-22オスプレイが横田飛行場に配備され、令和3年7月には、地元自治体に対する事前の情報提供がなく、6機目のCV-22オスプレイが配備された。さらに、令和6年頃

までに合計10機のCV-22オスプレイが横田飛行場に配備される予定である。

CV-22オスプレイの運用に際しては、基地周辺住民の生活への最大限の配慮が必要である。また、オスプレイについては、平成28年12月の沖縄県における不時着水をはじめとする国内外での事故が発生するとともに、今年6月には横田基地所属機の予防着陸が発生しており、安全性を最大限確保し、地元を与える影響を最小限にとどめることが求められる。

#### <具体的要求内容>

- (1) 今後の7機目以降の配備に当たっては、国の責任において、必ず事前に、都をはじめ地元自治体や基地周辺住民に対して迅速かつ正確な情報を提供するなど、十分な説明責任を果たすこと。また、今後の配備計画について、明らかにすること。
- (2) 運用に際しては、常に日米合同委員会合意を遵守するなど、安全対策を徹底するとともに、騒音軽減など生活環境への配慮等を米国に働きかけること。

(以上、都市整備局→外務省・防衛省)

### 3 横田空域及び管制業務の返還

横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

#### <現状・課題>

在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については平成20年9月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったところであるが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。

より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

そこで、既に平成22年5月に検討が完了した“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにし、それを踏まえ、日米協議を着実に進展させることが必要である。

#### <具体的要求内容>

日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにすること。それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

(以上、都市整備局→外務省・国土交通省・防衛省)

## (一般事項)

## 1 日米地位協定及びその運用の見直し

- (1) 基地周辺の生活環境の保全及び安全の確保に係る国内法令(条例を含む。)を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。
- (2) 施設及び区域の運用に当たっては、基地周辺住民の安全確保を優先し、細心の配慮と安全対策を徹底すること。
- (3) 米軍構成員等の規律の保持及び犯罪等の再発防止に努めること。
- (4) 基地周辺の防疫対策に万全を期するため、日本国内と同様の対策が実施できるよう調整すること。
- (5) 災害時の被害を最小限に抑えるため、基地を活用できるようにするとともに、米軍による支援を速やかに受けられるよう、国、自治体及び米軍による連携の枠組みを確立すること。

## &lt;現状・課題&gt;

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会経済環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来一度も改定されておらず、日米地位協定及びその運用については、社会状況の変化に対応した見直しを行う必要がある。平成30年7月及び令和2年11月の全国知事会議においては、日米地位協定の抜本的な見直しを含めた「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議された。

また、施設及び区域の運用は都民生活に様々な影響を与えている。昨年度は3回にわたり訓練中における部品等の落下事故が発生し、周辺住民の不安が増している。運用に当たっては、基地周辺住民の生活への最大限の配慮が必要であり、安全を最大限確保し、地元を与える影響を最小限にとどめることが求められる。

米軍構成員等による犯罪は、都民の米軍への不信に繋がりがかねない。昨年度も飲酒運転による交通事故が一昨年度に続き複数回発生している。さらなる綱紀の粛正が求められる。

## &lt;具体的要求内容&gt;

- (1) 基地周辺の生活環境の保全及び安全を確保するため、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」などの国内法令を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。

平成27年9月に締結された日米地位協定の環境補足協定については、通報の有無に関わらず立入調査を行えるよう、改善を図ること。

また、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続(外務省仮訳)」において「危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。(都市整備局・環境局→外務省・防衛省)

- (2) 施設及び区域の運用に当たっては、基地周辺住民の安全確保を優先し、住民に不安を与えることのないよう、細心の配慮と安全対策を徹底すること。

特に、米軍機の飛行について、平成11年1月14日の日米合同委員会合意(日本の航空法により規定された最低高度基準を用いる)の遵守はもとより、特例法により適用除外とされている航空法第81条の規定(飛行時の最低安全高度)を適用すること。

航空機や装備品等使用機材の万全な整備点検、危険物の輸送管理、訓練時の安全対策の徹底を協定上、明記すること。

また、横田基地など都内の基地を離発着する米軍機の運用において、事故を防止し、安全を確保するための適切な措置を講ずること。

さらに、横田基地においては、同基地所属以外の部隊による訓練を極力行わないことはもとより、行

う場合には当該部隊の隊員への安全対策に関する指導を徹底すること。（都市整備局→外務省・防衛省）

(3) 米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底するとともに、警らの強化等、抜本的かつ適切な措置を講ずること。特に飲酒運転については、昨年度、短期間に複数回発生していることを踏まえ、一定期間の飲酒の禁止等を含めた取組の強化を図ること。

あわせて、再発防止策の徹底を行うとともに、地元自治体の意向も踏まえながら、引き続き、日米両国政府において更なる再発防止策を講ずること。

また、軍属の範囲を明確化するため平成29年1月に締結された軍属に関する補足協定について、第5条で定める、通報及び定期的な報告等に関する情報を、公表すること。（都市整備局→外務省・防衛省）

(4) 基地周辺の防疫対策に万全を期するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を施設及び区域に適用する旨を、協定上、明記すること。（都市整備局・福祉保健局→外務省・厚生労働省）

(5) 都の防災訓練に米軍が参加してきた実績及び東日本大震災において実証された災害時の米軍の有用性を踏まえて、災害時における基地の活用や米軍の資機材及び人員の支援など、米軍との円滑な連携を図るための実効性のある仕組みづくりを行うこと。（都市整備局・総務局→内閣府・外務省・防衛省）

## 2 基地周辺の生活環境整備対策

(1) 基地周辺の航空機騒音について、日米合同委員会の合意事項の厳守などにより、その軽減を図ること。

(2) 基地周辺の生活環境整備対策を拡充すること。

### <現状・課題>

横田飛行場及び厚木飛行場については、航空機騒音の規制に関する日米合同委員会合意がなされている。都が実施している航空機騒音調査によると、横田飛行場及び厚木飛行場周辺において、環境基準を達成していない地域がある。

国は、基地の設置・運用により生じる障害の防止等のため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく施策を講じているが、基地周辺の生活環境整備や民生安定を図る上で十分とはいえない。

都内の他の基地周辺においても、生活環境整備の取組を進める必要がある。

### <具体的要求内容>

(1) 横田飛行場及び厚木飛行場周辺の生活環境整備のため、以下の取組を進めること。

① 航空機騒音に関する日米合同委員会の合意事項の厳守を米軍に申し入れること。特に、22時から6時まで飛行訓練等を行わないことを徹底するとともに、夜間・早朝において制限時間の拡大を図ること。

また、土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、盆、年末年始、入学試験時期等特別な日の飛行訓練等を極力行わないよう対策をとること。（都市整備局・環境局→環境省・防衛省）

② 住宅防音工事について、対象区域・施設を拡大すること。

また、新たに対象となった区域においては早急に全ての希望する世帯へ助成を行うこと。特に、第一種区域に係る指定値の見直しを図るとともに、区域の告示日以降に建設された住宅についても防音工事助成の対象とすること。（都市整備局・環境局→財務省・環境省・防衛省）

③ 障害防止工事及び民生安定施設における防音助成の採択基準の見直しや補助対象の拡大等、基地周辺対策を充実強化するとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額等、基地周辺対策関係予算を拡

充すること。（都市整備局→財務省・環境省・防衛省）

(2) 都内の基地周辺の生活環境整備のため、以下の取組を進めること。

- ① 市街地上空での低空飛行や旋回飛行を回避すること。（都市整備局→防衛省）
- ② 航空機の点検等に伴い発生する騒音について必要な防音措置をとること。（都市整備局・環境局→環境省・防衛省）
- ③ 航空機の低騒音化技術開発及び低騒音機の使用を促進するよう、米軍に申し入れること。（都市整備局・環境局→環境省・防衛省）
- ④ 基地が密集した市街地にあることによる住民への負担を考慮し、新しい交付金制度を検討すること。（都市整備局→財務省・環境省・防衛省）

### 3 基地における環境対策の推進

基地における環境対策の推進を図ること。

#### <現状・課題>

米軍基地の環境管理に関しては、米軍が定める「日本環境管理基準」が適用され、日米合同委員会の環境分科委員会で協議されることとなっているが、米側のデータについては自治体に提供されていない。

一方、基地ではこれまで度々燃料等の漏出事故が発生している（横田基地：平成19年に約1,480ガロンの燃料漏れ、平成5年に約18,000ガロンの燃料漏れ、平成11年から平成18年までの間に90件の有害物質漏れなど）。こうした事故や汚染物質の排出は、基地周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があるため、国及び米軍は、自治体へ情報提供を行うとともに、適切な環境対策を講ずる必要がある。

昨年4月及び今年6月には沖縄県内の米軍施設において、PFOS等を含む泡消火剤や汚染水の流出事故が発生しており、都内の基地周辺の住民に不安を与えている。

また、海外からの特定外来生物の侵入、定着を防止する必要がある。

さらに、基地の運用に当たり、地球温暖化防止対策を推進する必要がある。

#### <具体的要求内容>

(1) 基地周辺の大気汚染などの防止を図るため、基地内に設置されている関連施設の設置概要や汚染物質等の排出状況について、情報提供を行うとともに、地元自治体職員が立入りを希望した場合は、速やかに応ずるなど環境対策の推進を図ること。（都市整備局・環境局→外務省・防衛省）

(2) 基地内での燃料等の漏出を未然に防止するため、施設等の万全な整備、点検及び適切な運用を行うこと。

また、漏出事故発生の際は、米軍から提供された情報を含め、地元自治体に速やかに情報提供を行うとともに、基地周辺住民の安全確保を優先し、適切な対策をとること。（都市整備局→外務省・防衛省）

(3) 基地内の泡消火剤については、有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）を含まないものに早急に交換するとともに、交換が終わる前での間、適切に保管すること。また、交換後、保管されている泡消火剤は、早急に処分するとともに、処分までの間、使用しないこと。（都市整備局→外務省・防衛省）

(4) ヒアリ、アカカミアリ等の特定外来生物の国内への侵入、定着を防止するため、「日本環境管理基準」に基づき適切に対応すること。（都市整備局・環境局→外務省・防衛省）

(5) 基地の運用に当たっては、地球温暖化防止の観点から、効果的な二酸化炭素排出削減対策を行うこと。（都市整備局・環境局→外務省・防衛省）

#### 4 地元自治体への財政支援

地元自治体への財政措置を強化すること。

##### <現状・課題>

国は基地の所在する市町村に基地交付金及び調整交付金を交付しているが、予算措置等が十分でない。

また、再編交付金の横田基地周辺自治体への交付は平成28年度で終了したが、基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、引き続き財政措置を講ずる必要がある。

##### <具体的要求内容>

- (1) 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）は、対象資産に対する固定資産税相当額（対象資産価格に100分の1.4を乗じた額）が交付できるよう、また、調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）は、米軍資産に対する固定資産税相当額（対象資産価格に100分の1.4を乗じた額）及び地方税非課税相当額が交付できるよう、予算を増額すること。なお、地方税の代替措置という性格や基地対策という特殊性に鑑み、一般行政施策と同列視することなく取り扱うこと。
- (2) 基地交付金について、国が買い入れた飛行場周辺の指定区域の土地等を対象資産とすること。
- (3) 財源超過団体に対する減額措置を廃止すること。（以上、都市整備局・総務局→総務省・財務省）
- (4) 新たに国有提供施設の資産が増えた場合（既に米軍が使用している場合を含む。）は、日米合同委員会における提供合意を早急に行うこと。（都市整備局→外務省・防衛省）
- (5) 「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく再編交付金の横田基地周辺自治体への交付は平成28年度で終了したが、基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、これに代わる財政措置を講ずること。（都市整備局→防衛省）
- (6) 平成30年10月1日に横田基地へCV-22オスプレイが5機配備され、令和元年7月には第21特殊作戦中隊及び第753特殊作戦航空機整備中隊による運用に変更された。また、令和3年7月には、6機目のCV-22オスプレイが配備された。令和6年頃までには計10機のCV-22及び約450人の人員の配備が予定されており、航空機騒音の増大や米軍人口の増加に伴い基地周辺住民への負担や地元自治体への影響が一層増加するため、新たな制度の創設による財政措置を講ずること。（都市整備局→防衛省）

#### 5 米空母艦載機着陸訓練等

横田飛行場及び厚木飛行場において米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。

##### <現状・課題>

米空母艦載機着陸訓練（FCLP）は、航空機の騒音や事故への不安など、周辺住民の平穏で安全な生活を妨げている。

平成3年から、暫定措置として硫黄島で実施されているが、天候等の事情により実施できない場合、厚木飛行場等を使用して実施する旨の通告を受けている。

横田飛行場においては平成13年度以降FCLPは行われていないが、厚木飛行場においては平成29年9月にFCLPが行われ、激しい騒音が発生した。

また、今年5月には、横田飛行場が予備飛行場に昨年に引き続き2年連続で指定された。

##### <具体的要求内容>

航空機騒音や事故に対する住民の不安を解消するため、今後、横田飛行場及び厚木飛行場における米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。

また、予備飛行場にも指定しないこと。

(以上、都市整備局→外務省・防衛省)

## 6 情報提供及び意見聴取

- (1) 施設の新・増設など基地機能の大幅な変更の際には、あらかじめ地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。
- (2) 基地の管理及び運用に伴い、基地周辺住民に影響を与える事柄については、事前に地元自治体への情報提供等を行うこと。

### <現状・課題>

米軍基地の設置、管理及び運用については、基地周辺住民に大きな影響を与える可能性があるため、十分な情報提供等により、基地周辺住民や自治体の理解を得ることが不可欠である。

### <具体的要求内容>

- (1) 施設の新・増設など基地機能の大幅な変更の際には、十分な情報の提供を行うとともに、事前に自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。
- (2) 人員降下訓練や編隊飛行の実施に関する情報や、飛行高度・飛行経路等航空機の飛行実態に関する情報など、基地の管理及び運用に伴い、基地周辺住民に影響を与える事柄については、事前に自治体に提供するとともに、国の責任において速やかに公表すること。
- (3) 米軍施設・区域内外に居住する米軍構成員等に関する情報は、基地対策を含む施策の基礎となる重要な情報である。このため、その実態が把握できるよう、軍種別、軍人・軍属・家族別、区市町村別の人数内訳など詳細な情報を自治体に提供すること。
- (4) 日米合同委員会の合意事項については、速やかに公表すること。

(以上、都市整備局→外務省・防衛省)

## 資料 84

令和3年12月28日

外務大臣  
林 芳正 殿  
厚生労働大臣  
後藤 茂之 殿  
防衛大臣  
岸 信夫 殿  
在日米軍兼第5空軍司令部司令官  
リッキー N. ラップ 中将殿

東京都知事  
小池 百合子

## 在日米軍基地における「オミクロン株」の感染拡大防止に関する要望

世界各地で新たな変異株であるオミクロン株が広がり、大きな脅威となっている。都内においても、12月24日に、海外渡航履歴と関連が無く、接触経路不明であり、市中での感染が疑われる事例が発生している。

いま、オミクロン株の感染拡大を防ぐためには、水際対策を徹底することが必要であり、都では国と連携して積極的疫学調査を幅広く実施するほか、濃厚接触者の宿泊療養施設への入所や健康観察を徹底するなど、封じ込めに全力を挙げているところである。

こうした中、沖縄県の在日米軍基地において大規模な感染が明らかとなり、他の米軍基地でも感染が確認されている。感染力が強いと言われるオミクロン株の感染拡大を防止する観点から、横田基地をはじめとする在日米軍基地を有する都としても、基地周辺住民への感染拡大を懸念している。

オミクロン株の国内流入・感染拡大を抑え込むには、国内空港や港湾施設における水際対策だけでなく、在日米軍においても地元自治体と連携しながら、基地に直接入国する軍人、軍属などへの取組を徹底していく必要がある。

そこで、下記の事項に関し速やかに実施するよう要望する。

## 記

- (1) 在日米軍基地に向けて米国を出発する際及び基地到着の際には、新型コロナウイルス感染症の検査実施を徹底すること。
- (2) 海外の調査では、オミクロン株の高い感染力や再感染のリスクが示唆されていることを踏まえ、感染者や濃厚接触者の隔離、濃厚接触者に対する健康観察、入国者の移動制限、米軍関係者に対する指導、地元保健所と米国基地の医療機関との情報交換など、感染防止について迅速かつ万全な措置を講じること。
- (3) 米軍基地には、多くの駐留軍等労働者が通勤しており、基地の内外を移動している。軍人、軍属及びその家族はもとより、これら労働者や、基地に出入りする契約業者等の感染防止にも万全を期すこと。
- (4) 地元自治体が、より幅広い疫学調査を実施するため、発生状況、感染者や濃厚接触者の行動履歴、米軍が講じている行動制限や隔離等の措置状況等に関して、必要かつ詳細な情報提供を行うこと。
- (5) (1)～(4)の実施徹底のため、米軍において、早期にゲノム解析を実施し、オミクロン株を早期に特定すること。なお、米軍において、実施が困難な場合は、都に検体を持ち込み、都独自の変異株PCR検査やゲノム解析により、オミクロン株を早期に特定すること。

以上

